

後期高齢者医療制度のお知らせ ～令和5年度の保険料について～

■ 令和5年度の保険料につきましては、7月中に個別にお知らせします。

《保険料の計算方法》

均等割

【1人当たり保険料】
51,892円

+

所得割

【本人の所得に応じた額】
(令和4年中の所得 - 最大43万円)
× 10.98%

=

1年間の保険料
【限度額66万円】
(100円未満切捨)

○ 1年間の保険料の上限額は、令和5年度は66万円です。

○ 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

※ 「所得」とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。

※ 前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

◆ 保険料の軽減

《均等割の軽減（年額）》

世帯の所得により計算し、7割軽減、5割軽減、2割軽減となります。

- 軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
- 65歳以上の方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	均等割りの軽減割合
	令和5年度
(43万円 + 10万円) × (給与所得者等の数 - 1) 以下の世帯	7割
43万円 + (29万円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者数の数 - 1) 以下の世帯	5割
43万円 + (53.5万円 × 世帯の被保険者の数) + 10万円 × (給与所得者数の数 - 1) 以下の世帯	2割

※ 保険料の詳しい計算方法については、個別に郵送する納入通知書をご覧ください。

◆ お問合せ先 保健福祉課保険グループ 電話 35 - 2120